

物品供給等契約案件における随意契約結果について(特名随意契約) 2月分

No.	案 件 名 称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	ハンディターミナル関係機器一式 長期借入(再リース)	賃貸借	NX・TCリース&ファイナンス株式会社 大阪支店	¥1,081,850	2024/2/8	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G7	—

随意契約理由書

1 案件名称

ハンディターミナル関係機器一式 長期借入（再リース）

2 契約の相手方

NX・TC リース&ファイナンス株式会社

3 随意契約理由

本案件は、検針業務（水道料金等の算定に必要な水道メータ検針及び水道使用量等のお知らせの発行等）及び未納整理業務（水道料金等の回収業務等）で使用するハンディターミナル機器（以下「本借入機器」という。）を再リースするものです。

当局においては、これまでの間、ハンディターミナルシステム（水道メータ検針システム）と営業所オンラインシステム（水道料金システム）については、それぞれ個別に、機器調達及びシステム開発を行っており、本借入機器については、令和6年2月末でリース期間が終了するため、次期機器については、機能要件や運用方法の見直しを行い、新たな水道メータ検針システムを構築し、導入することを検討していました。

しかしながら、営業所オンラインシステムの再構築の検討に際して、コンサルタント業者から、近年、水道メータ検針システムについては、水道料金システムの一機能として提供されることがスタンダードになりつつあるため、営業所オンラインシステムの再構築と合わせて一体的に構築することが、機能面及びコスト面においても、効率的かつ効果的であるとの意見がありました。当該意見を踏まえ、検討を行った結果、新たな水道メータ検針システムの導入については、営業所オンラインシステムの再構築とあわせて行う方針とし、それまでの間は、本借入機器を再リース及び機器更新し、現行のハンディターミナルシステムのソフトウェアをストレート移行して使用することとなり次期機器の本格稼働は次年度以降になります。

本借入機器については、検針業務及び未納整理業務を行うために、お客さまや市民生活に支障をきたすことなく、事業の円滑な実施を確保することに必要な不可欠な機器であることから、本借入機器を再リースする必要があります。なお、現在、使用している本借入機器は、動作上不具合等の故障もなく、現行契約の借入期間終了後も継続して使用可能であることを確認しています。よって上記業者と契約を締結します。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局総務部お客さまサービス課（電話番号06-6616-5475）